

習志野市放課後児童会 安全対策マニュアル

—令和8年度—

習志野市こども部
児童育成課

目的

本マニュアルは、防災及び防犯等の観点から、放課後児童会の児童の安全を守り被害を最小限に留めるため、児童及び放課後児童会職員の対処方法などを定めたものです。

安全管理

本マニュアルでは下記の状況における対応について定めています。

1	風水害（雷注意報）等発生時の対応	・・・	P2
2	震災発生時の対応	・・・	P4
3	大規模災害が発生した時の対応	・・・	P6
4	不審者が侵入した時の対応	・・・	P6
5	火災発生時の対応	・・・	P8
6	感染症発生時の対応	・・・	P9
7	怪我や急病時の対応	・・・	P11
8	谷津南小学校バス通学時の対応	・・・	P11
※	別添資料「内閣府 避難周知ポスター」		

保護者の皆様へ

習志野市放課後児童会では、児童に危険を及ぼすおそれのある様々な事態に対し、「習志野市放課後児童会安全対策マニュアル」を策定し、児童の安全を最優先とした放課後児童会の運営を実施しております。

保護者の皆様におかれましては、日頃より、児童自身による防犯・防災への心構えや、いざという時の準備・対応ができるよう児童とよく話し合ってくださいようお願いいたします。

災害発生時には電話がつながりにくくなることが想定されることから、安心でんしょぼと（児童会と保護者で連絡を取ることができるアプリ）または緊急連絡メールにて情報発信いたします。

なお、児童会の行き帰りや中抜け等での移動中につきましては、児童育成課及び児童会職員は対応できませんので、あらかじめ御了承ください。

※袖ヶ浦西小学校地区、袖ヶ浦東小学校地区の児童会は、安心でんしょぼとを導入しておりません。緊急連絡メールの登録をお願いいたします。

1. 風水害（雷注意報）等発生時の対応

風水害及び雷発生時等の放課後児童会の対応は、学校休業中を除き各小学校の対応に連動します。学校から事前に配布されている文書等により、緊急対応や緊急連絡などの手段について把握しておいてください。

(1) 前日までに臨時休校または登校時間が遅れることが決定している場合

- ① 前日までに安心でんしょばとまたは緊急連絡メールにてお知らせします。
- ② 児童会は午前8時に開室します。
- ③ 登室する場合は児童の安全を確保するため保護者の方の付き添いをお願いします。

学校の対応	児童会開室時間	お弁当	保護者の付添
臨時休校	午前8時～午後7時	必要	必要
登校時間が遅れる	午前8時～登校時間	※1	必要

※1 登室後に臨時休校が決まる場合があります。登校時間によってはお弁当が必要になる場合があります。

(2) 当日朝6時の時点で暴風警報、大雨特別警報、大雪警報が発表され、当日朝に臨時休校または登校時間が遅れることが決定した場合

- ① 警報の発表により学校の自宅待機が決定した後、安心でんしょばと及び緊急連絡メールにてお知らせいたします。
- ② 児童会は午前8時を目標に開室します。
- ③ 交通状況等により、午前8時までに児童会が開室できない場合、児童会が開室できるまで、児童は小学校でお預かりします。
- ④ 登室する場合は児童の安全を確保するため保護者の方の付き添いをお願いします。

学校の対応	児童会開室時間	お弁当	保護者の付添
登校時間が遅れる	午前8時～登校時間	※1	必要

※1 登室後に臨時休校が決まる場合があります。登校時間によってはお弁当が必要になる場合があります。

(3) 土曜日及び学校休業日の場合

- ① 児童会は午前8時に開室します。
- ② 当日朝6時の時点で暴風警報、大雨特別警報、大雪警報が発表され、当日朝に臨時休校または登校時間が遅れることが決定した場合は、上記(2)に準じて対応します。
- ③ 登室する場合は児童の安全を確保するため保護者の方の付き添いをお願いします。

学校の対応	児童会開室時間	お弁当	保護者の付添
土曜日・学校休業日	午前8時～午後7時	必要	必要

(4) 児童会開室中に注意報・警報が発表された場合

- ① 児童の安全を確保するため、児童の一人帰りを一時停止または中止する場合があります。一人帰りを停止し退室時間を変更した場合やお迎えをお願いする場合は、電話や安心でんしよばと、緊急連絡メールまたは委託事業者の連絡ツールでお知らせいたします。
- ② 天候の悪化が予測される場合、児童の安全や交通状況等を考慮し早めのお迎えをお願いします。

(5) 児童会室を閉室する場合

- ① 災害対応に従事される保護者もいるため、学校が臨時休校となる場合でも原則として放課後児童会は午前8時から午後7時までの開室とします。
ただし、以下に掲げるような風水害の発生が見込まれ、児童及び職員の安全を確保することが困難な場合、閉室することがあります。

<気象特別警報等発表時の閉室基準>

- ① 「非常に強い」以上の強さの台風が首都圏に直撃することが見込まれるとき
- ② 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ③ 市内に気象特別警報が発表されたとき
- ④ 市内を走る主な鉄道の計画運休が見込まれるとき
- ⑤ その他、児童及び職員の安全を確保することが困難であると児童育成課長が判断したとき

【参考】気象特別警報一覧（気象庁 HP より）

大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
高潮特別警報	潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。

2. 震災発生時の対応

(1) 地震が発生した際は、落ち着いて、迅速・安全・確実に行動します。

<地震が発生した場合の対応>

- ① 児童を落ち着かせる。
- ② いのちを守る3つの安全行動【まず低く】、【頭を守り】、【動かない】をとる。
(可能な限り机の下にもぐりこむ。机がない場合には、蛍光灯や天井に吊り物などがない窓から離れた安全な場所に集め、頭を守るダンゴムシポーズで揺れの収まりを待つ。)
- ③ 壁際の棚や家具から身を離す。
- ④ 火元の確認及びガスを閉栓する。
- ⑤ 窓や出入口を開く。(避難経路の確保。)
- ⑥ 避難が必要か判断する。

(2) 震度5強の地震が発生した場合及び下記の児童会閉室の基準にて該当する場合は、児童会を閉室し避難します。

<児童会閉室の基準>

- ① 建物内外のヒビ割れや、液状化による被害、地割れ等があり児童会の安全を確認することができない場合
- ② 余震等の発生が予想され児童の安全を確保することができない場合
- ③ 東京湾内湾(神奈川・観音崎から千葉・富津岬を結ぶ線より北部の海域)に津波警報又は大津波警報(警戒レベル4以上)が発表されたとき
- ④ ライフライン(電気・水道・ガス・下水等)が被害を受けて通常の保育が行えない場合

※地震発生の日以降、登室時の児童の安全及び児童会室内での児童の安全を確保することができない場合は、状況が改善されるまで引き続き児童会を閉室する場合があります。

(3) 津波に関する気象情報発表時の対応について

津波警報・大津波警報が発表された場合、国道14号線以南の地域で避難指示が出ます。

※国道14号線以南の地域は、秋津児童会、香澄児童会、袖ヶ浦西児童会、袖ヶ浦東児童会、谷津南児童会です。

<避難時の対応>

- ① 避難経路を確保する。
- ② 市が指定する一時避難場所または避難所もしくは安全な場所に避難する。避難の際は、先頭と最後尾は職員とする。
※校外保育中に被災した場合は、至近の一時避難場所または避難所もしくは安全な場所に避難し、安全に移動できるようになり次第、児童会室または通学している小学校地区の避難所に移動する。
- ③ 避難完了後、職員は、次の事項を確認し児童育成課及び学校へ報告する。
 - 児童数・職員数
 - 負傷者の有・無（負傷者がいる場合には、怪我の状況、処置内容及び氏名）
 - 行方不明者の有・無（不明者がいる場合は氏名）
- ④ 児童会室入口に避難場所等を掲示する。
- ⑤ 電話が使える場合、児童会の電話番号を用いて、児童会職員が災害用伝言ダイヤル（171）へ避難場所の情報を録音します。暗証番号は設定しないものとします。
- ⑥ 保護者に児童を引き渡す。
※児童の引き渡しについては、避難所もしくは安全な場所（市役所等）でお迎えが来るまで児童をお預かりします。

<児童会を再開する場合の確認事項>

- ① 床の傾き、たわみの増大、ひび割れの拡大がないか。
- ② 天井に異常なたわみ、ひび割れがないか。
- ③ 柱、梁及び壁のひび割れが拡大していないか。発生していないか。
- ④ 大きな備品等が転倒する恐れがないか。
- ⑤ ガラス等が散乱していないか。
- ⑥ 水漏れはないか。
- ⑦ ガス臭くはないか。
- ⑧ その他、異常はないか。

※習志野市放課後児童会では、各児童会の特性や状況に応じ、地震対応訓練を年間3回実施します。秋津、香澄、袖ヶ浦西、袖ヶ浦東、谷津南児童会は地震の避難訓練時に津波・液状化を想定した訓練も実施します。

3. 大規模災害が発生した時の対応

- (1) 大規模な災害が発生した場合、学校（体育館等）が避難所として開設されます。その際は、児童会を閉室します。その場合は安心でんしょばとまたは委託事業者の連絡ツールでお知らせいたします。

4. 不審者が侵入した時の対応

- (1) 不審者を発見した場合、焦らず、騒がず、慎重に行動します。

- ① 速やかに児童を誘導し、不審者から遠ざけ、児童の安全を確保する。
児童を誘導しながら、不審者から目を離さず、臨機応変に対応する。
- ② 職員が不審者の対応をする場合、不審者が何を所持しているかわからないことから、できる限り複数人で対応する。また、不審者を刺激せず、距離を置き、職員もすぐに避難できるようにする。なお、不審者の対応では、不審者に絶対背中を見せないようにする。
- ③ 危険を察知した場合は、非常ボタンを押すなど、周囲に異常事態を知らせるとともに、警察、学校、児童育成課に速やかに応援を要請する。
 - 場合によっては、近隣住民に応援を要請する。
 - 複数児童会の場合、不審者の存在を伝達し合い、全児童会が速やかに対応できるようにします。なお、不審者を刺激することを避けるため、大声ではなく、場合によっては電話等で伝える。

(2) 子ども110番の家

こどもが登下校時に不審者に遭遇し、露出、痴漢、暴行、恐喝等の被害にさらされた時は、「子ども110番の家」に登録する地域ボランティアの方がこどもを保護し、緊急避難所として安全を確保し、関係機関への通報等を行います。

子ども110番の家は、道路からよく見える位置に『子ども110番の家』の黄色い看板を掲げています。

こどもが帰宅する途中のどこに子ども110番の家があるのか、普段からともに確認をしておきましょう。



(3) 不審者対応の例

<p>児童会室の外に不審者を認めた場合</p>	<p>① 侵入口となり得る扉、窓を施錠する。 ② 児童を集合させ、職員が先頭となり避難誘導する。 (屋外に児童がいるときは児童会室等の児童の安全を確保できる場所に避難誘導する) ③ 児童の安全を確保するとともに、速やかに警察、学校、児童育成課の順で応援を要請する。</p>
<p>児童会室内に不審者が侵入した場合</p>	<p>① 職員は児童の安全を最優先とし、不審者と適度な距離を保ちつつ、可能な限り複数人で対応する。 ② 余計な刺激を与えないよう、落ち着いた言動で対応する。その際、不審者と児童の距離を可能な限り離す。 ③ 対応者以外の職員は、不審者の侵入口とは別の出口より、児童の安全を確保しながら避難誘導する。 ④ 児童の安全を確保するとともに、速やかに警察、学校、児童育成課の順で応援を要請する。</p>
<p>学校の近辺に不審者がいると連絡があった場合</p>	<p>① 児童が屋外にいるときは児童を速やかに児童会室に誘導し、人数を確認して侵入口となり得る扉、窓を施錠し、カーテンを閉めて中が見えないようにする。 ② 警察、学校、児童育成課と連携し、情報収集を行い必要に応じて応援を要請する。 ③ 児童は、安全が確認されるまで児童会室で待機する。その際、帰宅時間が到来した場合であっても、児童の安全を最優先とし児童会室で待機とする。 ④ 必要に応じて、警察、学校、児童育成課で連携して通学路のパトロールを行う。</p>

※習志野市放課後児童会では、各児童会室の特性や状況に応じ、不審者対応訓練を年間3回実施します。

5. 火災発生時の対応

(1) 児童会室内で火災が発生した場合は、児童会職員の指示により次の事項を確認し避難します。

- ① 気が付いた職員が「火事だあ」と大きな声で周囲に知らせる。
- ② 児童を落ち着かせる。
- ③ ハンカチ、衣類等で口、鼻を覆い、低い姿勢で素早く児童を避難させる。
- ④ 消防（119番）へ通報する。
- ⑤ 初期消火に努める。（火災が小さい場合）
- ⑥ 初期消火が困難な場合は、できるだけ窓や扉（カーテンを除く）を閉め、煙を吸わないようにし、火元から離れた避難口から安全に避難する。
- ⑦ 避難完了後、職員は次の事項を確認し学校及び児童育成課へ報告する。
 - 児童数、職員数
 - 負傷者の有・無（負傷者がいた場合には、氏名及び怪我の状況）
 - 不明者の有・無（不明者がいる場合は氏名）

※児童会の損傷状態により翌日以降児童会室が使用できない場合は児童会を閉室する場合があります。その際は安心でんじょばと、緊急連絡メールまたは委託事業者の連絡ツールでお知らせいたします。

※習志野市放課後児童会では、各児童会室の特性や状況に応じ、火災対応訓練を年間3回実施します。

6. 感染症発生時の対応

- (1) 感染症に罹患した場合、本人の登室は停止とします。(停止期間は医師・保健所等の判断による) 重篤化する可能性のある基礎疾患をもっている児童は、かかりつけ医と相談の上、放課後児童会に登室をお願いします。

<小学校が学級閉鎖、学年閉鎖した場合>

- ①放課後児童会は通常どおり開室します。
- ②下校時間が早まる場合、午後1時から開室します。
- ③登校後に学級閉鎖または学年閉鎖が決まった場合、閉鎖された学級または学年の児童は、当日に限り登室できます。なお、感染症の拡大を防止するため、早めのお迎えをお願いします。
- ④閉鎖学級、閉鎖学年の児童は、閉鎖期間中は登室できません。兄弟姉妹の登室も御遠慮ください。

<小学校が臨時休校した場合>

感染症の拡大を防止するため、放課後児童会を閉室します。

<その他感染症拡大の恐れが高いと判断した場合>

その他感染症拡大のおそれが高いと判断した場合は、放課後児童会を臨時閉室することがあります。

(2) 学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準（一部抜粋）

表の中にある感染症にかかった場合、学校に準じ以下のとおり、登室できない期間を定めております。

	感染症の種類	登室できない期間
第一種	エボラ出血熱、ペスト、ジフテリア、 鳥インフルエンザ（H5N1）、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）など	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）、新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日間を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、 ※その他の感染症 流行性角結膜炎（はやり目）、 急性出血性結膜炎、 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、 ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、 手足口病、伝染性紅斑、 ウイルス性肝炎など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

7. 怪我や急病時の対応

- (1) 怪我や急病が発生した場合、速やかに応急処置を行うとともに、経過や処置内容について保護者にお知らせいたします。児童の症状によっては、保護者のお迎えをお願いする場合があります。ただし、顔や頭部等の怪我については、保護者の方と連絡が取れない場合でも、職員が付き添って医療機関を受診（救急搬送を含む）しますので、御了承ください。

<怪我や急病が発生した場合>

- ① 意識、心拍、呼吸、出血等、症状を確認し、応急手当を行う。
- ② 軽度の場合
 - 経過観察を行い、必要に応じて保護者に報告する。
 - 保護者による早めのお迎えを要する場合、保護者に連絡をとる。
- ③ 緊急性が高い重症の場合
 - 学校の協力を仰ぐとともに、保護者、児童育成課に連絡する。
 - 職員が付き添い、速やかに受診、または119番に通報し緊急搬送する。

《注意事項》

1. 中抜け（児童会に登室した後、放課後子供教室や習い事等のために外出し、再度、児童会に戻ってくる行為）中発生した怪我や事故については、市が加入する傷害保険の対象外です。
2. 「子ども医療費助成受給券」を使用した場合であっても、市が加入する傷害保険の対象となります。

8. 谷津南小学校バス通学時の対応

- (1) 谷津南小学校バス通学対象児童が乗車中に事故等の交通トラブルが発生した際は、状況に応じ、安心でんしょばとにて連絡する場合があります。

改正日

平成24年	8月22日
平成25年	4月 1日
平成26年	4月 1日
平成27年	4月 1日
平成29年	4月 1日
平成30年	4月 1日
平成31年	4月 1日
令和2年	4月 1日
令和3年	4月 1日
令和4年	4月 1日
令和5年	4月 1日
令和6年	4月 1日
令和7年	4月 1日
令和8年	4月 1日